

# 憲法平和主義の再生のために

## —私たちは、どのように近隣国際関係を理解すべきか

3

九州大学大学院法学研究院

いずみ かおる  
出水 薫

6

kizumi@law.kyushu-u.ac.jp

<https://twitter.com/kizumi1964>

9

### はじめに

「護憲」が意味を失った地点から

12 憲法平和主義「再生」への呼びかけとして

### 1 憲法平和主義の空洞化過程

15 最初から裏切られた平和主義

ガイドラインから集団的自衛権行使容認まで

軍拡の口実とされる「脅威」としての隣国

18

### 2 憲法平和主義の論理構造

「平和」の定義はどこにあるか？：9条のみで捉えない

21 非武装でいられるための主体性

分かちあう平和、戦争の「種」のない世界への貢献

### 3 脅かされているのは、どちらか？

平和から、「安全保障」へのすり替え

仮想「敵」の「脅威」という幻影

27 理解と批判

### 4 平和主義再生のために

30 エンパシーを持たないのはなぜか？

足元の「恐怖と欠乏」：外交・国際問題ではないという観点

再生計画を論議する

憲法の日常的活用

3

【資料1】ローズベルト大統領の「4つの自由」演説（1941年）

6 「われわれが確かなものとすることを追求している将来の日々に、われわれは人類の普遍的な4つの自由を土台とした世界が生まれることを期待している。

第1は、世界のあらゆる場所での言論と表現の自由である。

9 第2は、世界のあらゆる場所での、個人がそれぞれの方法で神を礼拝する自由である。

第3は、欠乏からの自由である。それは、世界的な観点で言えば、あらゆる国に、その住民のための健全で平和時の生活を保証するような経済的合意を意味する。

12 第4は、世界のいかなる場所でも、恐怖からの自由である。それは世界的な観点で言えば、いかなる隣国に対しても、物理的な侵略行為を犯すことがないような形で、世界中の軍備を削減することを意味する。

15 これは、千年先の幻想ではない。われわれの時代と、この世代のうちに実現可能な形の世界の、明確な基盤である。そうした種類の世界は、独裁者たちが爆弾の衝撃によって作り上げようとしているいわゆる 専制政治の新秩序のまさに対極にある。

18 <https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/2383/>

【資料2】国連憲章第55条（1945年）

21 「人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の平和的且つ友好的関係に必要な安定及び福祉の条件を創造するために、国際連合は、次のことを促進しなければならない。

a 一層高い生活水準、完全雇用並びに経済的及び社会的の進歩及び発展の条件

24 b 経済的、社会的及び保健的国際問題と関係国際問題の解決並びに文化的及び教育的国際協力

c 人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守」

[https://www.unic.or.jp/info/un/charter/text\\_japanese/](https://www.unic.or.jp/info/un/charter/text_japanese/)

30 【資料3】世界人権宣言（1948年）

「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認する

ことは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び  
3 欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と  
圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配  
6 によって人権保護することが肝要であるので、…国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、  
基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、  
9 一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、…よって、ここに、  
国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言  
12 を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、  
これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確  
保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。」

[https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill\\_of\\_rights/universal\\_](https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/universal_declaration/)  
15 [declaration/](https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/universal_declaration/)

#### 【資料4】日本国憲法前文

18 「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、  
21 ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法  
24 は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全  
27 世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。  
30

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

【資料5】憲法9条（第二章 戦争の放棄）

「第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」

【資料6】憲法97条

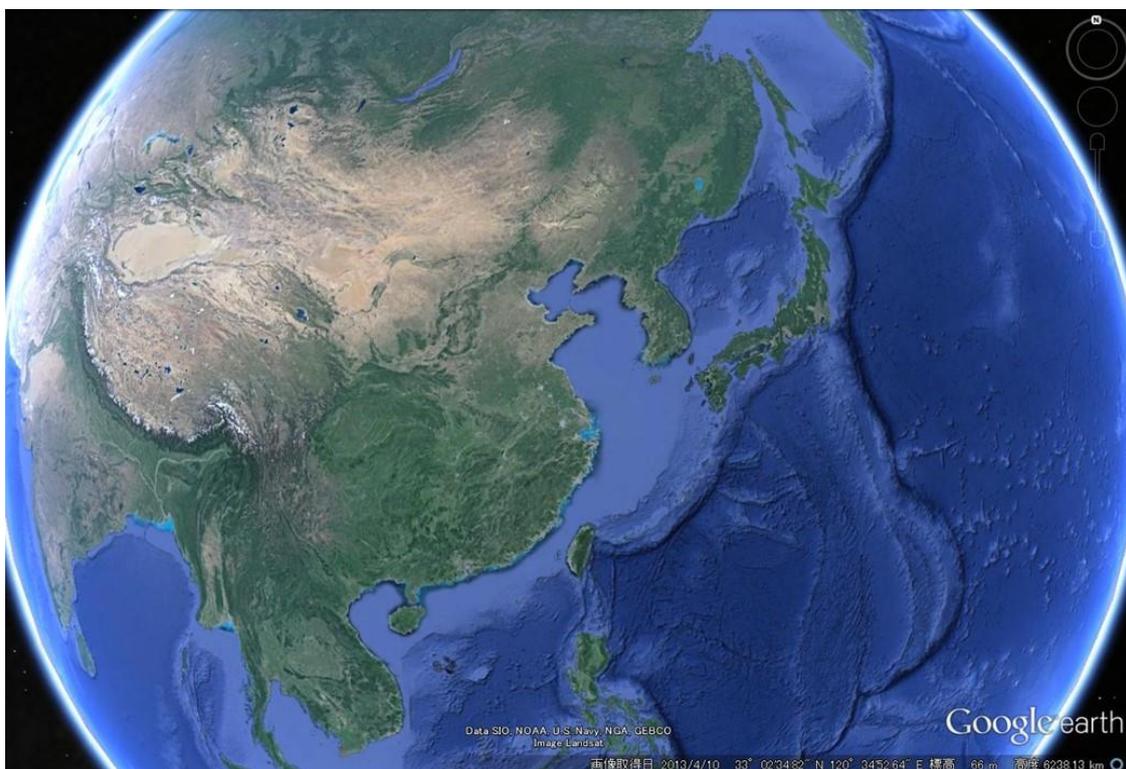
「第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」

【資料7】憲法25条

「第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」

【資料8】 私たちの地理的周辺地域



3

【資料9】 所得分布

